

中泊町農業委員会会議録

平成29年5月10日

中泊町農業委員会

平成29年度中泊町農業委員会 5月定例総会議事録

1. 開催日時 平成29年5月10日(水) 午前9時00分～午前10時00分

2. 開催場所 小会議室1

3. 出席委員(12人)

会 長	15番	松坂龍美		
会長職務代理者	14番	松田耕司		
委 員	2番	神良一		
	4番	外崎満幸		
	6番	長利弘貴	7番	大川新造
	8番	葛西誠	9番	大川賢一
			11番	澤田健吾
	12番	野上喜代次	13番	木村巧

4. 欠席委員(2人)

委 員	3番	鈴木誠一	10番	長利弘明
委 員				

5. 議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名委員の指名

第3 【議案】

議案第4号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第5号 農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第6号 中泊町農用地利用集積計画の決定について

報告・協議事項

(1) 業務予定

(2) その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	三上晋一	次 長	竹谷 覚
			前田 和夫
総括主幹	開米 るみ子	主 幹	打越 賢一

7. 会議の概要

事務局	<p>ただいまから、平成29年度中泊町農業委員会5月定例総会を開会いたします。</p> <p>本日、出席委員は14名中12名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、中泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は松坂会長をお願いいたします。</p> <p>はじめに、松坂会長よりご挨拶をお願いします。</p>
議長	<p>本日は、定例総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>これより議事に入ります。まず、日程第1の会期の決定について、お諮りいたします。</p> <p>会期は本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p>
<p>【異議なしの声あり】</p>	
<p>ご異議なしと認め、会期は本日一日限りと決定いたします。</p> <p>次に、日程第2の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。中泊町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>	
<p>【異議なしの声あり】</p>	
<p>それでは、議事録署名委員は、4番外崎委員、5番葛西徳男委員をお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議の書記には事務局職員開米総括主幹と打越主幹を指名いたします。</p> <p>以上で日程第2を終わります。</p>	
<p>◎議案第4号</p>	
議長	<p>日程第3の議案第4号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>3ページをお開き下さい。議案第4号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第1条の規定により、下記のとおり許可申請の提出があったので審議を求めます。</p> <p>平成29年5月10日提出 中泊町農業委員会会長。</p>
議長	<p>議案第4号について、受付番号第3番から10番に関する農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。</p>

外崎委員

はい。4番外崎です。

それでは報告いたします。

去る5月1日に、私と葛西徳男委員、事務局職員とで現地調査を行いました。本議案の農地法第3条申請は、所有権移転が8件ございます。いずれも調査した結果、耕作目的の申請であり農地法第3条第2項各号には該当しない権利取得と認められます。

以上ご報告いたします。

議長

ありがとうございました。それでは事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事務局

今月の農地法第3条の許可申請は、受付番号3番から10番の8件ございました。内訳は贈与が2件、売買が6件です。

受付番号3番は、豊岡字三笠地内の1筆の田305平方メートルの贈与です。譲受人は譲渡人同様に米の栽培をするとのことでした。譲受人の保有する機械の能力、農作業に従事する家族の状況等から見て問題ないと思われま

す。受付番号4番は、宮野沢字蛸澤地内の3筆の田3,459平方メートルの売買です。譲受人は譲渡人同様に米の栽培をするとのことでした。譲受人の保有する機械の能力、農作業に従事する家族の状況等から見て問題ないと思われま

す。受付番号5番は、宮野沢字蛸澤地内の1筆の田222平方メートルの売買です。譲受人は苗代を集約して農作業の効率を図りたいとのことでした。譲受人の保有する機械の能力、農作業に従事する家族の状況等から見て問題ないと思われま

す。受付番号6番は、宮野沢字蛸澤地内の1筆の田244平方メートルの売買です。譲受人は苗代を集約して農作業の効率を図りたいとのことでした。譲受人の保有する機械の能力、農作業に従事する家族の状況等から見て問題ないと思われま

す。受付番号7番は、宮野沢字蛸澤地内の3筆の田350平方メートルの売買です。譲受人は苗代を集約して農作業の効率を図りたいとのことでした。譲受人の保有する機械の能力、農作業に従事する家族の状況等から見て問題ないと思われま

す。受付番号8番は、宮野沢字蛸澤地内の1筆の田210平方メートルの売買です。譲受人は苗代を集約して農作業の効率を図りたいとのことでした。譲受人の保有する機械の能力、農作業に従事する家族の状況等から見て問題ないと思われま

す。受付番号9番は、宮野沢字蛸澤地内の2筆の田250平方メートルの売買です。譲受人は苗代を集約して農作業の効率を図りたいとのことでした。譲受人の保有する機械の能力、農作業に従事する家族の状況等から見て問題ないと思われま

事務局

受付番号10番は、薄市字花持と沖原、今泉字唐崎地内の6筆の田と畑5,517平方メートルの贈与です。譲受人は譲渡人同様に米とそ菜の栽培をするとのことでした。譲受人の保有する機械の能力、農作業に従事する家族の状況等から見て問題ないと思われま

受付番号3番から10番については、別紙の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

議長

何かご質問等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議長

質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第4号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長

異議がないようですので、議案第4号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第5号

議長

議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書」についてを、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

資料10ページをお開き下さい。
議案第5号「農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法第5条第3項の規定により下記のとおり許可申請があったので審議を求めます。
平成29年5月10日提出 中泊町農業委員会会長

議長

議案第5号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

外崎委員

それでは報告いたします。去る5月1日、私と葛西徳男委員の二人と事務局職員とで現地調査を行いました。

本議案の農地法第5条の転用許可申請が2件ございます。申請地は薄市地区と尾別地区の、田と畑であります。面積その他の基準から見て問題なく許可相当と認められます。

以上報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。それでは事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事 務 局

11ページをお開き下さい。

それではご説明いたします。

受付番号1番は、内潟地域の薄市地内の4筆の畑と田で、面積は 1,094㎡の、その他の2種農地であります。

申請者は昭和54年7月頃に譲渡人から賃借入してガソリンスタンドを設置して営業していたところ、農地法の許可なく農地以外の目的で使用することは違法であることを知り、直ちに同法の許可を得るように指導されたので、始末書を添付し申請したとのことです。

申請地付近は宅地と畑が有りますが防火塀を設置しているので、農作物に及ぼす影響はないと思われま。

許可基準に定める農地の区分としては、運用通知「第2の1の(1)の(カ)の(ア)「小集団の生産性の低い農地」に該当している農地と思われま。よって、面積その他の基準から見て、問題なく許可相当と認められま。

事 務 局

受付番号2番は、中里地域の尾別地内の5筆の田で、面積は 4,240㎡の、農家住宅地域の緑辺部に位置した、第1種農地から段差により分断されたその他の2種農地であります。

申請者は製材業を営んでおり、既存の資材置場が手狭になったので本申請地を転用申請することのことです。

申請地にはフェンスを設置することのこと、農作物に及ぼす影響はないと思われま。

許可基準に定める農地の区分としては、運用通知「第2の1の(1)の(カ)の(ア)「小集団の生産性の低い農地」に該当している農地と思われま。よって、面積その他の基準から見て、問題なく許可相当と認められま。

以上議案第5号の説明を終わります。

議 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

何かご質問等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議 長

質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第5号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議 長

異議がないようですので、議案第5号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第6号

議 長

議案第6号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事 務 局

21ページをお開き下さい。議案第6号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により中泊町長から別紙のとおり依頼があったので決定を求め。

平成29年5月10日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをお開き下さい。それではご説明いたします。平成29年5月1日付け中農政第54号で、中泊町長より当農業委員会会長あてに農用地利用集積計画の決定について意見を求められておりますので、その内容について順次ご説明いたします。

24ページをお開き下さい。申請内容は、所有権移転が4件です。内訳は公益社団法人あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡が1件、公益社団法人あおもり農林業支援センターの買入が3件となっています。

受付番号8番は、あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。関係農地は、八幡字日向の農地4筆、地目は田、面積は4,679㎡です。売買価格は205万円です。対価の支払い期限は平成29年5月25日を予定しております

受付番号9番は、あおもり農林業支援センターの買入です。関係農地は、高根字小金石の農地1筆、地目は田、面積は2,964㎡です。売買価格は74.1万円です。対価の支払い期限は平成29年5月30日を予定しております。

受付番号10番は、あおもり農林業支援センターの買入です。関係農地は、田茂木字若宮の農地1筆、地目は田、面積は2,915㎡です。売買価格は72.8万円です。対価の支払い期限は平成29年5月30日を予定しております。

受付番号11番は、あおもり農林業支援センターの買入です。関係農地は、高根字小金石の農地4筆、地目は田、面積は18,674㎡です。売買価格は450万円です。対価の支払い期限は平成29年5月30日を予定しております。

所有権移転につきましては以上です。

35ページから40ページまでをお開き下さい。今月の利用権設定は新規が5件、再設定が7件で面積は再設定、新規合わせて103,481.48平方メートルです。

受付番号26番は新規の設定で、設定する農地は田茂木地内の1筆の「田」3,678平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号27番は再設定で、設定する農地は薄市地内の2筆の「田」7,271平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は全借農地に対し、米8俵、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号28番は新規の設定で、設定する農地は薄市地内の2筆の「田」5,992平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米2俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号29番も新規の設定で、設定する農地は富野地内ほか11筆の「田」36,467平方メートルです。期間は3年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり米4俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号30番は新規の設定で、設定する農地は田茂木地内の6筆の「田」10,865.48平方メートルです。期間は3年間で、土地改良費は地主負担、賃借料は10アール当たり米3俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号31番も新規の設定で、設定する農地は高根地内の2筆の「田」5,694平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担、賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号32番は再設定で、設定する農地は尾別地内の4筆の「田」7,341平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号33番も再設定で、設定する農地は尾別地内の1筆の「田」1,972平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号34番も再設定で、設定する農地は田茂木地内の3筆の「田」9,123平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり25,000円。支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号35番も再設定で、設定する農地は田茂木地内の1筆の「田」4,874平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号36番も再設定で、設定する農地は田茂木地内の1筆の「田」6,106平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり米3俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号37番も再設定で、設定する農地は中里地内の1筆の「田」4,098平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えま

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

議長 何かご質問等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議長 質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第6号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長 異議がないようですので、議案第6号は原案のとおり決定いたします。

議長 議事については以上で終了いたしました。次に報告・協議事項について事務局より説明して下さい。

事務局 それでは、報告・協議事項について、ご説明申し上げます。

1) 業務予定

2) その他

(資料にもとづいて、内容説明)

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告・協議事項はすべて終了いたしました。

その他の件について、委員から何か意見ありませんか。

それでは、以上をもちまして、平成29年度中泊町農業委員会5月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

上記、顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成29年5月10日

農業委員長

署名委員

署名委員